

No.	質 問	回 答
1	「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」（以下「情緒固定」という。）はどういう学級ですか。	知的発達の全般的な遅れがなく、自閉症又は情緒障害があり、特別支援教室での指導では十分にその成果を挙げることが難しい児童・生徒のために、小集団（1学級8人編成）で日常的に指導を行う固定の学級です。自立活動による指導を行い、教科の学習については通常の学級に準ずる内容を学習します。
2	「情緒固定」と「特別支援教室」の違いは何ですか。	「特別支援教室」は通常の学級に在籍し、特別な指導を週1時間から週8時間の範囲で受けます。「情緒固定」は特別支援学級のため、「情緒固定」の特別支援学級が設置されている区立小中学校に在籍して指導を受けます。
3	「情緒固定」に在籍することにより、どのような効果がありますか。	「特別支援教室」での指導では十分にその成果を挙げることが難しい児童・生徒が「情緒固定」に在籍し、日常的に指導を受けられることで、学習や生活上の困難の改善が図られると考えています。
4	「情緒固定」の対象はどのような児童・生徒ですか。	知的発達の全般的な遅れがなく、下記のいずれかに該当し、世田谷区就学支援委員会から「情緒固定」での指導が必要であるとの意見を受けた児童・生徒です。 (1) 自閉症又は情緒障害で、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも (2) 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも ※所定の「医師診察記録」の提出が必要となります。 ※高機能自閉症、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム障害（ASD）、広汎性発達障害（PDD）等の診断がある児童・生徒は対象となります。 ※学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）が主たる診断の場合は、特別支援教室での指導の対象となりますので、情緒固定の対象にはなりません。
5	「情緒固定」を設置する学校、定員を教えてください。	小学校2校(多聞小学校・船橋小学校)、中学校1校(世田谷中学校)で情緒固定の設置を予定しています。1学級あたりの定員は、8人です。各校の学級数は現在調整中です。
6	「情緒固定」は、現在の在籍校から通うことはできますか。	「情緒固定」は特別支援学級のため、設置校（上記3校）に在籍することになります。
7	「情緒固定」は、通学区域を設けますか。	通学区域は設けません。
8	指導はいつから開始されるのですか。	小学校及び中学校の通常の学級と同じ時期からの開始になります。
9	指導時間や内容はどのようになるのですか。	小集団での指導を基本としております。指導時間及び内容は、小学校及び中学校の通常の学級に準ずる内容になりますが、学年相応の教科学習を行いながら、一部の教科を「自立活動」の時間に設定し、児童・生徒の障害の状態や発達の段階に応じて必要な内容を授業で行います。
10	どのような教材を使うのですか。	通常の学級と同じ教科書を使い、基本的には学年相応の授業を行っていきます。教材につきましても通常の学級で使用している教材を基本に、児童・生徒の発達の段階に応じて必要な学習を行います。

No.	質 問	回 答
11	評価はどのように行われるのでしょうか。内申はつくのでしょうか。	原則として通常の学級と同様の評価を行う予定です。 内申についても、通常の学級に準じて行う予定です。
12	「自立活動」とはどのようなものなのでしょうか。	<p>自立と社会参加に向けた資質を養うための指導です。対人関係の形成や生活に必要なルールなどの心理的安定や集団参加に関する学習を行います。主に下記の6つの内容から児童・生徒の特性に応じて必要な項目を選択し、選択した項目を相互に関連付けて指導していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康の保持 <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムや生活習慣の形成に関すること ・病気の状態の理解と生活管理に関すること ・身体各部の状態の理解と養護に関すること ・障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること ・健康状態の維持、改善に関すること ○心理的な安定 <ul style="list-style-type: none"> ・情緒の安定に関すること ・状況の理解と変化への対応に関すること ・障害による学習上または生活上の困難を改善、克服する意欲に関すること ○人間関係の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・他者とのかかわりの基礎に関すること ・他者の意図や感情の理解に関すること ・自己の理解と行動の調整に関すること ・集団への参加の基礎に関すること ○環境の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・保有する感覚の活用に関すること ・感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること ・感覚の補助及び代行手段の活用に関すること ・感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること ・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること ○身体の動き <ul style="list-style-type: none"> ・姿勢と運動、動作の基本的技能に関すること ・姿勢保持と運動、動作の補助的手段の活用に関すること ・日常生活に必要な基本動作に関すること ・身体の移動能力に関すること ・作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること ○コミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの基礎的能力に関すること ・言語の受容と表出に関すること ・言語の形成と活用に関すること ・コミュニケーション手段の選択と活用に関すること ・状況に応じたコミュニケーションに関すること
13	交流及び共同学習はどのように行われるのでしょうか。	<p>給食や各教科等の学習など、日常における学校生活の様々な場面において、通常の学級の児童・生徒と相互にふれあい、理解を深めるための「交流及び共同学習」を教育課程に位置づけ実施します。 交流する通常の学級は、年度初めに決定しますが、交流及び共同学習の内容や開始するタイミングは、個々の児童・生徒の状況に応じて行います。</p>
14	どのような支援体制でやっていくのですか。	講師や特別支援学級支援員、学校生活サポーターを配置するとともに、医療や福祉等との連携を図ります。
15	教員は何名配置されるのですか。	学級数によって異なります。例えば1学級で3人以上の児童（生徒）が在籍している場合、2人の教員が配置されます。
16	どのような学校行事に参加できるのでしょうか。	在籍校の様々な学校行事（運動会等）に参加することを予定しておりますが、個々の児童・生徒の状況に応じて対応していきます。

No.	質 問	回 答
17	自閉症の児童・生徒と情緒障害の児童・生徒が一緒に学級で効果的な指導ができるのでしょうか。	子どもの実態などをとらえて、学級編成や学習グループの編成等に配慮や工夫を行い、適切な指導を行います。
18	「情緒固定」の見学はできますか。	令和2年度中は、開設準備中のため見学はできません。 令和3年度になりましたら、学校公開日などを活用し、見学をお願いいたします。
19	「情緒固定」に入級した後、「通常の学級」に転学・転籍することはできますか。	障害による課題の改善が見られた場合は通常の学級への転学等も考えられます。
20	「情緒固定」に在籍する場合、就学奨励費の対象になりますか。	他の障害種別の特別支援学級と同様に就学奨励費の対象となります。
21	保護者の送迎は必要でしょうか。	小学校については、通学の安全性等を考慮し、保護者等による送迎を原則とします。 中学校については、一人通学を原則としますが、通学の安全確保等の必要がある場合は保護者等による送迎を依頼します。
22	自転車での通学はできますか。	小学校については、自転車での通学はできません。 中学校については、保護者の責任において、自転車通学が可能ですが、あらかじめ、学校へ自転車通学届の提出が必要となります。 通学時は、必ずヘルメットを着用し、十分に注意して通学してください。
23	車での送迎はできますか。	送迎は原則公共交通機関の利用をお願いします。